

顧問契約書

平成 年 月 日

依頼者 _____ を甲とし、弁理士 岩崎博孝 を乙として、次のとおり弁理士業に関する顧問契約を締結する。

【第1条】(契約の目的)

乙は、甲の業務遂行上生じ又は生じることが予想される産業財産権に関する諸問題（以下「産業財産権問題」という）に関し適切な助言・指導を行い、甲の利益を守るため最大限に努力することを約する。

【第2条】(顧問料)

- 1 甲は、乙に対し顧問料として金 240,000 円（年額）を乙の指定した期日限り乙の指定する銀行口座に送金して支払う。
- 2 甲は、乙に対し前項の顧問料に対する源泉所得税 10%を控除し、同顧問料に対する消費税額を併せて送金して支払う。

【第3条】(顧問料に含まれる範囲)

- 1 第1条に定める助言・指導は、第2条に定める顧問料に含まれるものとする。
- 2 乙は、業務遂行上特許庁又は裁判所に対して具体的な手続が必要となった場合、並びに、調査、鑑定等の業務を行う必要が生じた場合には、甲の承諾を得た上で、乙が別途定める費用及び報酬を個別に請求するものとする。

【第4条】(秘密保持義務)

乙は、本契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、業務遂行上知り得た甲に関する秘密を保持し、第三者に開示しないことを約する。

【第5条】(競業禁止義務)

乙は、本契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、甲と同種の事業を営まない。

【第6条】(契約期間・契約の更新)

- 1 本契約の有効期間は本契約締結日の翌日から起算して1年とする。
- 2 本契約期間満了の1月前までに、甲乙何れか一方から相手方に対し、本契約を更新させない旨の意思表示がない限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

【第7条】(契約の解除)

甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。ただし甲の申し出による解除の場合第2条に定める顧問料は返還しない。

上記の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保管する。

甲 住所（居所）

氏名（名称）

代表者（法人の場合）

Ⓜ

乙 住所 埼玉県戸田市上戸田3-13-13 ガレージプラザ戸田公園A-2

氏名 いわさき特許・商標事務所

代表弁理士 岩崎 博孝

Ⓜ

顧問契約書

平成 年 月 日

依頼者 _____ を甲とし、弁理士 岩崎博孝 を乙として、次のとおり弁理士業に関する顧問契約を締結する。

【第1条】(契約の目的)

乙は、甲の業務遂行上生じ又は生じることが予想される産業財産権に関する諸問題（以下「産業財産権問題」という）に関し適切な助言・指導を行い、甲の利益を守るため最大限に努力することを約する。

【第2条】(顧問料)

- 1 甲は、乙に対し顧問料として金 240,000 円（年額）を乙の指定した期日限り乙の指定する銀行口座に送金して支払う。
- 2 甲は、乙に対し前項の顧問料に対する源泉所得税 10%を控除し、同顧問料に対する消費税額を併せて送金して支払う。

【第3条】(顧問料に含まれる範囲)

- 1 第1条に定める助言・指導は、第2条に定める顧問料に含まれるものとする。
- 2 乙は、業務遂行上特許庁又は裁判所に対して具体的な手続が必要となった場合、並びに、調査、鑑定等の業務を行う必要が生じた場合には、甲の承諾を得た上で、乙が別途定める費用及び報酬を個別に請求するものとする。

【第4条】(秘密保持義務)

乙は、本契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、業務遂行上知り得た甲に関する秘密を保持し、第三者に開示しないことを約する。

【第5条】(競業禁止義務)

乙は、本契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、甲と同種の事業を営まない。

【第6条】(契約期間・契約の更新)

- 1 本契約の有効期間は本契約締結日の翌日から起算して1年とする。
- 2 本契約期間満了の1月前までに、甲乙何れか一方から相手方に対し、本契約を更新させない旨の意思表示がない限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

【第7条】(契約の解除)

甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。ただし甲の申し出による解除の場合第2条に定める顧問料は返還しない。

上記の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保管する。

甲 住所（居所）

氏名（名称）

Ⓜ

代表者（法人の場合）

乙 住所 埼玉県戸田市上戸田3-13-13 ガレージプラザ戸田公園A-2

氏名 いわさき特許・商標事務所

代表弁理士 岩崎 博孝

Ⓜ